

別記「総合評価競争入札に関する事項」

安城市の公共下水道築造工事(赤松工区その1)(週休2日)に係る公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この別記によるものとする。

1 工事の概要

- (1) 工事番号 2024101053
- (2) 工事名 公共下水道築造工事(赤松工区その1)(週休2日)
- (3) 路線名 市道 新屋敷隅田川1号線ほか
- (4) 工事場所 安城市赤松町地内
- (5) 工期 219日間
- (6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札(特別簡易型)の適用工事である。

2 評価項目及び評価基準

(共通事項)

同工種工事とは、建設業法別表第1に掲げる工事の種類で土木一式工事とする。

同規模工事とは、契約金額4,400万円以上の同工種工事とする。

施工実績は、特に指定の無い場合は、国、地方公共団体及び特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。)の発注工事の元請としての施工実績を対象とする。Ⅳの場合は、代表者の施工実績とする。なお、安城市発注の工事で工事成績評定が60点未満の工事は施工実績として認めない。(減点項目を除く)

同工種工事に関する資格は別紙1のとおり。

(1) 企業の技術力に関する事項(配点12点)

評価項目		評価基準	配点	満点
同規模工事の施工実績	過去5年間(令和元年度から令和5年度まで)の企業の施工実績	3件以上	3	3
		2件	2	
		1件	1	
		0件	0	
安城市発注の同工種工事における工事成績	前々年度(令和4年度)の工事成績評定点の平均点	点 80	2	2
		80 > 点 70	1	
		上記以外	0	
安城市発注の同工種工事の前々年度(令和4年度)における「安城市優良施工業者」	1	該当	1	1
		上記以外	0	
安城市発注の同工種工事成績評定が60点未満の評価実績	前々年度から過去3年間(令和2年度から令和4年度まで)の評価実績	60点未満1件につき	-1	0
		上記以外	0	
完全週休2日制工事への取組	前年度(令和5年度)に安城市発注の完全週休2日制工事を達成(達成した業種に限る)	2	3	
		3件以上		3
		2件		2
		1件		1
就労環境整備の取組	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、女性の活躍促進宣言及び健康経営優良法人認定の取組	3	1	
		取組が2つ以上		1
		取組が1つ		0.5
若年者雇用	正規社員の雇用実績	4	1	
		雇用実績あり		1
若手技術者の育成	若手技術者の同工種工事に関する国家資格を取得した実績	5	1	
		1級国家資格		1
		2級国家資格		0.5
		実績なし	0	

(注意)

- 1 前々年度(令和4年度)において安城市発注の契約金額500万円以上の同工種工事を3件以上竣工し、同工種工事においていずれの工事成績評定も75点以上かつ、全ての工種工事の工事成績評定が65点以上であった業者のうち、工種ごとに平均点の高い上位3社を、「安城市優良施工業者」として認定し加点する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに安城市発注の完全週休2日制工事を達成した場合(完全週休2日制工事取組証明の日付が評価対象期間内のもの)、加点する。ただし、達成した業種に限る。
- 3 本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告書を提出する日の前日時点で、次の取組を行っている場合、加点する。
 - (1) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
 - (2) 女性の活躍促進宣言(愛知県が実施するものに限る。)
 - (3) 健康経営優良法人認定
- 4 正規社員(採用時に29歳以下)の雇用実績に応じて加点する。
該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また、落札決定時点で雇用が継続していること。
評価対象期間は、加算点申告書を提出する日の前日から過去5年間(60ヶ月)とする。
- 5 以下の実績が1つ以上ある場合、いずれかに対し加点する。
 - (1) 正規社員(資格取得時に35歳以下)が1級国家資格を取得した実績
 - (2) 正規社員(資格取得時に29歳以下)が2級国家資格を取得した実績
 資格取得実績については、落札決定時点で雇用されている企業での取得実績に限る。
評価対象期間は、加算点申告書を提出する日の前日から過去3年間(36ヶ月)とする。
いかなる場合においても、点数の合算は行わない。

(2) 配置予定技術者の能力に関する事項(配点10点)

評価項目		評価基準	配点	満点
同規模工事の施工実績	過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)の主任(監理)技術者としての施工実績	3件以上	3	3
		2件	2	
		1件	1	
		0件	0	
安城市発注の同工種工事成績評定が80点以上の評価実績	前々年度から過去3年間(令和2年度から令和4年度まで)の主任(監理)技術者としての評価実績	2件以上	2	2
		1件	1	
		0件	0	
安城市発注の同工種工事の優良評価	前々年度から過去3年間(令和2年度から令和4年度まで)の工事成績評定が85点以上の評価実績	1件以上	3	3
		0件	0	
保有する資格	同工種工事に関する資格	1級国家資格又は技術士	1	1
		上記以外	0	
CPDの取り組み	各団体の推奨単位に対する過去2年間の取得割合 6	推奨単位以上取得	1	1
		推奨単位の1/2以上取得	0.5	
		上記以外	0	

(注意)

- 6 過去2年間継続教育に取り組み、建設系CPD協議会加盟団体または建築CPD情報提供制度の1年間の推奨単位に対する取得割合に応じて加点する。
前々年度(令和4年度)の4月1日から加算点申告書を提出する日の前日までに取得した単位を評価対象とする。
1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とする。
1年間の推奨単位 = 各団体の推奨団体 ÷ 対象期間
発注工事の種別とCPD運営団体との関連は問わない。
建設系CPD協議会加盟団体および建築CPD情報提供制度の1年間の推奨単位は別紙2のとおり。

(3) 地域精通度・地域貢献度等に関する事項(配点7点)

評価項目	評価基準	配点	満点
前年度(令和5年度)までの災害に関する協力事業者登録又は協定締結及び前年度(令和5年度)の活動実績 7	活動実績あり	2	2
	登録又は協定締結	1	
	上記以外	0	
建設機械の保有 8	3台以上	1	1
	上記以外	0	
災害対策業務委託の受託 9	あり	1	1
	上記以外	0	
障害者雇用の有無 10	法定雇用率以上	1	1
	上記以外	0	
更生保護における就労支援 11	雇用実績あり	1	1
	協力雇用主登録あり	0.5	
	上記以外	0	
環境配慮の取組 12	取組あり	1	1
	取組なし	0	
入札参加資格停止措置 13	なし	0	0
	あり	-1	

(注意)

7 前年度(令和5年度)までに登録済又は協定締結済であれば加点し、前年度(令和5年度)に活動実績のある場合はさらに加点する。

災害に関する協力事業者の登録は、安城市災害緊急協力業者(工事)とする。

協定締結は、「災害時における協力に関する協定書(建設協力会)」、「災害時における復旧工事の協力に関する協定」および「災害時における応急対策の協力に関する協定書」とする。

活動実績は、協定等に基づき市が依頼した災害出動とする。

8 自社保有又はリースを対象とし、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。

9 安城市の発注する風水害、雪氷対策等の業務委託について、当該年度の受託ありの場合、加点する。

10 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で前年度6月1日現在のものをさす。雇用促進法で雇用を免除されている事業者については、実際に1人以上雇用していれば、加点する。

11 本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で名古屋保護観察所に協力雇用主として登録している場合に加点する。雇用実績は、上記登録に加えて、同一人物を加算点申告表を提出する日の前日時点から過去1年の間に連続して3か月以上雇用期間(雇用期間の一部または全部が過去1年に含まれていること)があることについて、名古屋保護観察所が発行した「保護観察対象者の雇用に関する証明書」で確認できる場合にさらに加点する。

12 エコアクション21又はISO14001の取得があれば、加点する。契約先となる本支店が認証されていること。

13 令和3年4月1日から加算点申告表を提出する日の前日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格(一般・指名)停止要綱による停止措置のある場合は減点する。

3 ヒアリングについて

提出された書類及び資料に対してヒアリングを行うことがある。ヒアリングを行う場合は、その場所、時間等について別途通知する。

4 事後審査について

(1) 事後審査に必要な書類

- ア 事後審査申請書
- イ 様式第1
- ウ 様式第1に該当する資料(表1)

(表1)

項目名		提出資料及び注意事項
1	企業の同規模工事の施工実績	・工事実績を確認できるものの写し(工事実績情報システム(CORINS)竣工登録工事カルテの写し)
2	就労環境整備の取組	・登録証の写し(愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録) ・受理証明書の写し(女性の活躍促進宣言)(愛知県が発行したものに限り) ・認定証の写し(健康経営優良法人認定)
3	若年者雇用	・正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し
4	若手技術者の育成	・法令による合格証明書の写し又は免許証等の写し ・正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し
5(1)	配置予定技術者の同規模工事の施工実績	・工事実績を確認できるものの写し(工事実績情報システム(CORINS)竣工登録工事カルテの写し)
5(2)	配置予定技術者の保有する資格	・法令による合格証明書の写しまたは登録証等の写し
5(3)	配置予定技術者のCPDの取り組み	・建設系CPD協議会加盟団体または建築CPD運営会議が発行する単位取得証明書の写し(取得単位が分かるもの)
6	建設機械の保有	・最新の経営規模等評価結果通知書の写し
7	障害者雇用の有無	・障害者雇用者状況報告書の写し ・雇用促進法で雇用を免除されている事業者については、雇用が確認できるもの(健康保険被保険者証等)の写し及び障害者手帳の写し
8	更生保護における就労支援	・雇用実績の場合は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」の写し 安城市ホームページ「入札の広場 > 総合評価競争入札」に掲載の様式を使用し名古屋保護観察所の証明を受けたものであること。
9	環境配慮の取組	・エコアクション21又はISO14001の登録証の写し

- (2) 加算点は、安城市データ、加算点申告表及び事後審査に必要な書類に基づき2(1)～(3)評価項目及び評価基準で審査する。事後審査に必要な書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合は、書類の再提出は認めない。かつ、加算点の対象とならない。事後審査に係る書類の審査にあたり、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティとしてその評価項目について審査した加算点から次の計算式により減点を行う。
減点 = 入札者が申告した加算点 - 審査した加算点
また、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過小となる評価項目がある場合でも、その評価項目の加算点の見直しは行わない。

- (3) 入札参加申請書に記載された加算点対象技術者の変更については、病気、死亡、退職その他やむを得ない理由がある場合以外は認めない。

- (4) 本工事の総合評価競争入札は、標準点(発注者が設定している入札条件を全て満たしている場合に付与する点数)に加算点(評価項目に対する点数)を加え、これを入札価格で除した後1,000,000を乗じた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする除算方式とする。ただし、入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を低入札調査基準価格に置き換えて評価値を算定する。また、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。失格基準価格を下回った額で入札した者の評価値の算定はしないものとする。なお、本工事の総合評価競争入札における標準点は100点とする。

評価値 = {(標準点 + 加算点) / 入札価格(入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合、低入札調査基準価格)} × 1,000,000

評価対象とする国家資格

国家資格の取得実績及び保有については、表1の各建設業の種類に応じた資格を評価対象とする。

1 企業の技術力に関する項目

(1) 若手技術者の同工種工事に関する国家資格：1級国家資格…表1「 」

(2) 若手技術者の同工種工事に関する国家資格：2級国家資格…表1「 」

2 配置予定技術者の能力に関する項目

本工事配置予定技術者の保有する同工種工事に関する資格：1級国家資格又は技術士…表1「 」及び「 」

表1 評価対象とする国家資格

資格区分	資格等の種類	工事の種類						
		土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士							
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)							
	1級土木施工管理技士							
	2級土木施工管理技士(種別:土木)							
	1級建築施工管理技士							
	2級建築施工管理技士(種別:建築)							
	1級電気工事施工管理技士							
	2級電気工事施工管理技士							
	1級管工事施工管理技士							
	2級管工事施工管理技士							
	1級造園工事施工管理技士							
	2級造園工事施工管理技士							
建築士法 「建築士試験」	1級建築士							
	2級建築士							
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理(建設)							
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)							
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)							
	電気電子・総合技術監理(電気電子)							
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)							
	上下水道・総合技術監理(上下水道)							
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)							
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)							
	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)							
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)							
	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)							
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)							
衛生工学「廃棄物管理」及び「汚物処理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)								

C P D協議会加盟団体別推奨単位一覧

1. 評価対象建設系C P D協議会加盟団体一覧

No.	加盟団体	推奨単位(年)	証明書の有無
1	(公社)空気調和・衛生工学会	50	有
2	(一財)建設業振興基金	12	有
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	有
4	(一社)交通工学研究会	50	有
5	(公社)地盤工学会	50	有
6	(公社)森林・自然環境技術者研究センター	20	有
7	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	有
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	有
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	有
10	(一社)全日本建設技術協会	25	有
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	有
12	(公社)土木学会	50	有
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50	有
14	(公社)日本技術士会	50	有
15	(公社)日本建築士会連合会	12	有
16	(公社)日本造園学会	50	有
17	(公社)日本都市計画学会	50	有
18	(公社)農業農村工学会	50	有

2. 建築C P D情報提供制度

推奨単位は12単位時間 / 年

3. その他

・1年間で推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とする(網掛けになっている団体の推奨単位)。

1年間の推奨単位 = 各団体の推奨単位 ÷ 対象期間

・発注工事の種別とC P D運営団体との関係は問わない。